

平成25年6月定例会 経済委員会（事前）

平成25年6月5日（水）

〔委員会の概要 労働委員会関係〕

森田委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（10時37分）

直ちに、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、労働委員会関係の調査を行います。

労働委員会関係の6月定例会提出予定議案はありませんが、この際、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】（資料①）

- 第44期労働委員会委員名簿
- 係属中の事件について
- 終結した事件について
- 新規の事件について
- 個別的労使紛争解決サービスの運用状況について

森本労働委員会事務局長

今議会で御審議いただく提出予定議案はございませんけれども、私から5点、御報告申し上げます。

お手元の報告資料1ページをお開きください。

去る6月1日で任命されました「第44期労働委員会委員名簿」でございます。

また、6月3日に開催いたしました労働委員会臨時総会におきまして、会長に笹谷正廣氏、会長代理に豊永寛二氏が選出されております。

報告資料2ページをお願いいたします。

「2 係属中の事件について」でございますけれども、不当労働行為事件が1件ございます。A事件でございますが、この事件は、B労働組合ほか1名から、C会社を相手方といたしまして、平成24年5月21日に申立てのあったものでございます。

申立内容といたしましては、組合員が起こしました業務中の交通事故に対する会社の対応、また、事故の処分を巡る団体交渉での会社の対応などが、不当労働行為に該当するとしていたしまして、不利益取扱いの撤回、賃金相当額の支払い、誠実団交の実施などを求めているものでございますけれども、現在、当事者に対する命令書の交付手続きを進めているところであります。9月定例会には、御報告できるものと考えております。

続きまして、「3 終結した事件について」でございますが、調整事件が1件ございます。D事件でございますが、この事件につきましては、E会社からF労働組合を相手方といたしまして、平成24年6月5日に申請のあったものでございます。

申請の内容といたしましては、未払残業代等についての解決を求めるものでございまして、平成24年7月5日の第1回あっせん以降、9回にわたりあっせんを行った結果、①会社は、組合に対し解決金を支払うこと、②会社は、組合員に対し配車差別などの不利益取り扱いを行わないこと、③会社は、法令遵守等について調査審議するコンプライアンス委員会を設置すること等を内容といたします協定書を労使双方が受け入れまして、平成25年3月11日に解決したものでございます。

報告資料3ページをお願いいたします。

「4 新規の事件について」でございますけれども、争議行為予告違反被疑事件が1件ございます。

事件の概要を申し上げますと、去る5月18日、労働関係調整法第8条に定めます公益事業であります一般廃棄物処理業を営むI会社の本社、他事業所におきまして争議行為が発生いたしました。

公益事業において争議行為をするには、争議行為をする日の少なくとも10日前までに労働委員会や都道府県知事等に予告通知を行うことが、労働関係調整法第37条に定められております。

I会社の従業員らで組織いたしますH労働組合からの争議予告通知は、争議前日の5月17日に行われておりまして、予告期間の10日を満たしておらず、同条違反の疑いがありますことから、去る5月23日、公益委員会議の議決を経まして審査を開始したところであり、今後、適正に審査手続きを進めてまいります。

報告資料の4ページをお願いいたします。

労働者個人と使用者との紛争、いわゆる「個別的労使紛争解決サービス」の平成24年度の運用状況でございます。

平成24年度の相談件数は211件、あっせん申請件数は21件でございました。

あっせん申請21件のうち、19件が3月31日までに終結いたしております。

これら19件の終結状況といたしましては、解決に至ったものが12件、打切りとなりましたものが7件となっております。

この打切り7件の内訳でございますけれども、相手方当事者があっせんそのものに応じない不応諾が4件、あっせんを実施しましたものの合意に至らなかった不調が3件となっております。なお、係属中の2件につきましては、それぞれ4月2日、4月19日に解決に至っております。

以上で、報告は終わらせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

森田委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申し合わせがなされておりますので、御協力よろしくをお願いいたします。

また、質疑時間につきましては、委員一人当たり一日につき答弁を含め概ね40分とし、委員全員が質疑を終わって、なお時間がある場合又は重要案件については、委員長の判断で弾力的な運用を行うこととする申し合わせがなされておりますので、議事進行につき御配意のほど、よろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

西沢委員

この資料の4ページですが、不応諾、不調と地方労働委員会では決まらなかったということですね。これの後のほうはどうなっているんですか。裁判ですか。

河野調整課長

個別的労使紛争解決サービスにつきましては、あっせんが基本でございます。使用者側、労働者側の双方の話し合いによりまして、委員会が解決策を提示いたします。それで、打ち切りになった案件につきましては、その打ち切りになりました際に、私どものほうから当事者に対しまして、例えば、裁判所によります少額訴訟とか、あるいは労働局による調停、裁判所で行っております労働審判を紹介して、今後の解決に向けて指導している状況でございます。

西沢委員

この不応諾、不調というのは、色々なやり方がありますよということをお話しするわけですね。中央労働委員会へいくものもあるわけですか。

河野調整課長

個別的労使紛争解決サービスにつきましては、徳島県内におきます労働者と使用者の紛争について扱っているものでございます。それで、所管といたしまして、県内の案件につきましては基本的に徳島県労働委員会の扱いで、複数の県にまたがるものについては、中央労働委員会が扱うという所管の区分ができておりまして、裁判のように、例えば、徳島県労働委員会で解決しなかったものを中央労働委員会に対しまして、上告するといえますか、再審請求するとかは制度的に設けられておりません。

西沢委員

私が思うのは、地方労働委員会で話をすると。それで、また別に裁判所へいったり、多分、たまには中央労働委員会へいくものもあるかも知れませんが、私が言いたいのは、どういう方向に向かっているかということをお県の労働委員会が見ていっているのか、それともここで打ち切って終わり、もう知らないということなのか、どういうことになっているんですか。

森本労働委員会事務局長

まず、制度的な話を先に若干だけさせていただきますけれども、中央労働委員会には再審査権限というものがございます。これはあくまでも、例えば、徳島県労働委員会が不当労働行為の審査、あるいは判定を中心とする準司法的な機能につきまして、具体的に言いますと、労働組合の資格審査の決定、ないしは不当労働行為事件についての命令や決定について、再審査の権限が中央労働委員会にあるということございまして、先程、課長から御説明しましたのは、あくまで個別的な案件につきましてのあっせんについては、再審査の対象とならないと申し上げたということございまして。

西沢委員

色々な角度が物事にはありますけれども、1つは中央労働委員会、もう1つは地方労働委員会がありますけれども、小さい範囲内で、徳島県労働委員会として、徳島県内の労働事件の中で、それらの推移を見守っていくというか、それとも地方労働委員会で一応の結審を付けたんで、もう終わった終わったと。不調だったら不調でもいいから終わったということで、そこから後はもう知らない。こちらの側としては、これでもう終わったんだという話でいいんですかね。労働事件に対して、どこまで関与しているかということですか。

河野調整課長

西沢委員さんの御質問で、県の労働委員会といたしまして、労働争議、不当労働行為について、どう関わっていくかについて御説明させていただきます。

県労働委員会といたしましては、個々の労働争議につきましては、あっせん、調停、仲裁の3つの制度を持っておりまして、そういった方法をもちまして労働争議の解決を図っているところでございます。あっせんにつきましては、労使双方あるいは一方の申請によりまして、労働委員会があっせんをいたします。それから、調停につきましては、労使双方の申請によって行われるもので、仲裁につきましても同様でございます。

それで、双方の当事者の申請によって行われることが基本となっておりますけれども、ただ、特に県民生活あるいは社会生活におきまして、大きな影響を及ぼすような争議につきましては、労働委員会が職権であっせん、または調停を行うことによりまして、労働委員会といたしましては、争議の解決に関わっていくことになっております。

西沢委員

結局、地方労働委員会であっせんとか調停とか種類がありますと。その中で、さっき私が言ったように、調停がちゃんとできなく不調であったとしても、徳島県民にとって大きな問題であれば、県はそれ以降も話し合いの中に入って、和解の方向へもっていったりということはあるかと。分かりました。

何をもって、徳島県で大きな問題なのか、小さな問題なのかがよく分かりませんが、一応、地方労働委員がここで審議が終わったからといって、切っているわけではないということはあるわけですね。ものによっては、そういうふうなことで、後からも関与していくこともあり得ると。

河野調整課長

先程、局長からも申し上げましたように、労働争議に関しまして、徳島県労働委員会が関与できるものは徳島県内で起こった案件であり、それに対しまして中央労働委員会につきましては、複数の都道府県にまたがるような争議案件を取り扱うという所管の区分ができております。

それで先程も申しましたように、徳島県労働委員会で解決しなかったから、それを中央労働委員会のほうに上げていって、再度、あっせんを求めるということは制度的に行われておりません。県内で起こった事件につきましては、労働委員会におきましてあっせん、調停、仲裁といった方法で解決の方向に導いていくということでございます。

西沢委員

個別の案件については言っていないんですよ。大きな話として、どこまで地方労働委員会が関与しているのか。あっせん、調停をして、その後、どういうふうに関与していくのかということが分からないから、ちょっと聞いていたんです。さっき言ったように、ものによったら関与していく事例もありますよということですね。

今日は、これで終わっておきます。

森田委員長

他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、労働委員会関係の調査を終わります。（10時52分）

※注： ホームページにおける労働委員会関係の委員会記録・資料の掲載に当たっては、企業名等の実名を記号化して標記しております。

なお、徳島県議会で保存しております委員会記録・資料の原本については、企業名等は実名のまま標記しております。